

# 東地区のみなさまへ

弘前市市民協働課からのお知らせです

## 東地区の安全・安心な地域づくりのため 防犯カメラの運用・ながら見守りの取組を開始します！

市ではこの度、地域のみなさまの要望を受けて、東地区に防犯カメラを設置し、防犯意識の啓発に向けた、ながら見守りの取組を実施することになりました（令和3年11月29日開始予定）。東地区的取組は市のモデルケースとして、防犯カメラ設置後の効果を検証することとしております。

東地区のみなさまと協働しながら、安全・安心な地域づくりに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年11月 弘前市市民協働課

### 防犯カメラ

【設置イメージ】



### ながら見守り

【携行品】LEDアームバンド



腕や手首、  
バッグなど  
に着けてね。  
LEDライトで  
夜も安全に！



ながら見守り とは？ 誰でも区別できる、  
目印になるものを身に着けて、「散歩しながら」  
「買物しながら」「通勤しながら」と普段の生活を  
送りながら無理なく続けられる見守りです。

### 東地区モデル 「防犯カメラ」と「ながら見守り」で 安全・安心な地域づくり

地域住民と「ながら見守り」参加者が  
自然と「あいさつ」を交わせる安全・安心な地域に



問い合わせ先 市民協働課市民生活係

電話 0172-35-1664 FAX 0172-35-7956  
メールアドレス [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)

無理なく続けられる ながら見守り に参加してみませんか？

次のページは ながら見守り参加申込書 としてご利用いただけます

## ながら見守り参加申込書

（提出先）弘前市長

令和 年 月 日

ながら見守りの参加を申し込みます。

ふりがな	
氏名	
住所	〒
電話番号	

※参加者の情報は、弘前市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

担当 市民協働課市民生活係  
電話 0172-35-1664

## ながら見守り参加申込の流れ

① ながら見守り参加申込書を市民協働課にご提出ください。(窓口・FAX・メール)

【窓口・FAX】 FAX 0172-35-7956

ながら見守り参加申込書は、左のページを切り取ってご利用ください。

【メール】 メールアドレス [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)

ながら見守り参加申込書は、弘前市ホームページから  
様式をダウンロードしてご利用ください。

弘前市トップ → くらし → 住まいとくらし → 市が設置する防犯カメラ

② 携行品LEDアームバンド と ながら見守り活動マニュアル をお届けします。

③ 活動マニュアルをお読みいただいてから、日常生活で無理なく続けられる範囲で、  
LEDアームバンドを身に着けた「ながら見守り」にお取り組みください。

## ながら見守り活動例



散歩



ウォーキング  
ジョギング



花の水やり・手入れ  
掃除



買物



通勤  
(徒歩・自転車)

## ながら見守り Q&A

### 携行品 LED アームバンド

Q. どこに着ければいいですか。

A. 腕や手首、バッグの持ち手など、目立つところに着けてください。

Q. 家族や友人に貸してもいいですか。

A. 参加者を把握できなくなるので、家族や友人を含めて他の人への貸出はしないでください。借りたい方には参加申込をおすすめください。

Q. 紛失しました。破損しました。LED ライトが点かなくなりました。

A. 市民協働課にご連絡ください。

電話 0172-35-1664／メールアドレス [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)

## 活動内容

Q. いつ・どこで取り組めばいいですか。

A. ながら見守りに時間や場所の決まりはありません。普段どおりの生活の中でお取り組みください。

Q. あいさつをしないとダメですか。

A. あいさつは無理のない範囲で取り組んでみましょう。携行品を着けているだけでも十分に、ながら見守りになります。

Q. 不審者を見たらどこに連絡したらいいですか。

A. 110番通報するか、警察署・交番に連絡してください。

(弘前警察署 0172-32-0111／城東交番 0172-27-0110)

Q. 活動の報告は必要ですか。

A. 報告は不要です。年1回アンケートの実施を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

Q. ながら見守りで散歩中に負傷しました。市民活動保険の対象になりますか。

A. ながら見守りは日常生活との線引きが難しいことから、市民活動保険の適用対象にはなりませんのでご了承ください。

Q. 今後、ながら見守りに参加できなくなります。

A. 市民協働課にご連絡ください。携行品をご返却いただきます。

電話 0172-35-1664／メールアドレス [shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp](mailto:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp)

弘前市ホームページに、防犯カメラ・ながら見守りの概要、各種様式を掲載しています。

【パソコン】弘前市トップ → くらし → 住まいとくらし → 市が設置する防犯カメラ

【スマートフォン】右のQRコードをカメラ機能で読み取ってください。



### 弘前市ながら見守り制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、市の安全・安心な地域づくりのため、市民の防犯意識の啓発に向けた、弘前市ながら見守り制度の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ながら見守り 携行品を身に着け、普段の生活を送りながら、不審な人物や車両がないかなどを注意して見守る活動をいう。

(2) 携行品 ながら見守りの活動にあたり着用するため、市が貸与する物品をいう。

#### (参加申込)

第3条 ながら見守りに参加を希望する者は、ながら見守り参加申込書（様式第1号）の提出により市長に申し込むこととする。

2 市長は、参加申込者がながら見守り参加者として適当であると認めたときは、ながら見守り参加者名簿に登録するとともに、参加者への携行品の貸与をもって、参加決定通知に代えるものとする。

3 次に掲げる者は、ながら見守りに参加することができない。

(1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

(2) 弘前市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員

(3) 中学生以下の児童生徒等

(4) 第1条の目的に反する活動を行おうとする者

#### (参加取消及び参加終了)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、第3条の申込を取り消す。

(1) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) その他市長が、ながら見守り参加者として不適当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき参加を取り消したときは、ながら見守り参加取消通知書（様式第2号）により参加を取り消した者に通知し、携行品の返却を求めるものとする。

3 ながら見守り参加者は、携行品を紛失、破損した場合、市長にその旨を届け出るものとする。

4 ながら見守り参加者は、活動の継続が困難な場合、市長にその旨を届け出るものとし、携行品を返却することにより、ながら見守りの参加を終了する。

#### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。